

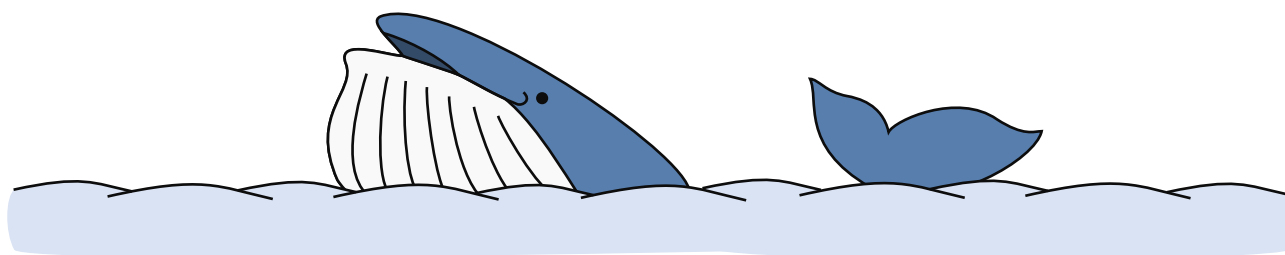
令和7年度
保育所・保育園
入園・利用のご案内



【お問い合わせ】
〒312-8501
茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号
☎029-273-0111 (代表)
ひたちなか市 幼児保育課

もくじ

| | |
|--------------------------------------------|------|
| はじめに、お申し込みの前にまずは見学を | P 1 |
| アレルギーや疾病・障害のある児童のお申し込みをされる保護者の方へ | P 1 |
| 認可保育所（園）入所資格 | P 2 |
| 給付認定、保育必要量、保育年齢（保育所（園）でのクラス区分） | P 3 |
| 令和 7 年度 認可保育所（園）入所受付について | P 4 |
| 申込場所、申込方法、入所の申込期間（令和 7 年 5 月～令和 8 年 3 月入所） | P 5 |
| 認可保育所（園）入所申し込みから入所までの流れ | P 6 |
| お申し込みの前に必ずお読みください | P 7 |
| 申し込みに必要なもの | P 8 |
| 入所審査・利用調整について | P 10 |
| ひたちなか市保育所（園）入所の選考基準表（令和 7 年 4 月現在） | P 11 |
| 広域入所の手続き | P 14 |
| 保育料について | P 15 |
| 令和 7 年度保育料徴収基準額表 | P 16 |
| 副食費免除について（3 歳児クラス以降） | P 17 |
| ひたちなか市の保育所（園）一覧 | P 18 |
| 保育料以外にかかる費用・一時預かり等の実施事業のご案内 | P 22 |
| その他の保育サービス等のご案内 | P 24 |



はじめに

保育所（園）は、保護者の就労や病気などのために家庭で保育ができない児童を保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

幼稚園とは異なり、「集団生活に慣れさせる」、「下の子に手がかかる」などの理由では保育所（園）に入所することはできません。

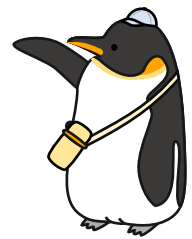
お申し込みの前にまずは見学を

保育所（園）は、お子様が一日の大半を過ごす場所であり、お子様の命を預ける大切な場所です。お申し込みの前に、お子様を連れて必ず見学に行きましょう。

見学は、事前予約が必要です。園によっては見学日が決まっている場合や行事等により対応できない日もありますので、各保育所（園）にご確認ください。

第一希望の保育所（園）のみならず、希望するすべての施設の見学を入所申し込みの前に済ませておくことが望ましいです。見学の際は、下記のポイントをチェックしましょう。

- 保育方針はお子様に合わせていますか？
- 施設の環境や保育者の対応は見ましたか？
- 送迎の時間は間に合いますか？
- 給食の内容や行事、入所の際に準備するものは確認しましたか？



見学は、直接園の先生に不安なことや疑問を解消できる良い機会ですので、遠慮せずにお話しましょう。

アレルギーや疾病・障害のある児童のお申し込みをされる保護者の方へ

お子様にアレルギーや障害等があり、特別な配慮が必要な場合は、園がお子様を安全に受け入れるための体制を入所前に整えるなどの必要があるので、見学の際にはお子様を連れて直接園の先生にご相談ください。また、疾病があり、医師から集団生活における特別な配慮は必要ないと診断されている場合でも、見学の際は必ず園にご相談ください。なお、お子様に医療的ケアが必要な場合は、見学の前に幼児保育課にご連絡ください。

その他、お子様の発達等が気になっている場合やすでに関係機関に相談をしている場合等も、入所前に相談されることをおすすめします。

見学していなくても入所が決定する場合がありますが、健康診断や面談等を行った結果、受け入れ体制が整わない場合、その月は入所を辞退することになります。翌月の審査を希望する場合は、「次回審査の連絡票」をご提出ください。

お子様の状況に関して、不安なことなどありましたら、幼児保育課までご相談ください。

認可保育所（園）入所資格

保育所（園）に入所できる児童は、ひたちなか市に住所があり、保護者に次のいずれかの事情があるとともに、保護者以外の家族の方も児童を保育できない場合に限ります。

| 保育できない理由 | 入 所 資 格 | 利 用 期 間 |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 就 労 | <p>月64時間以上の就労の方に限ります。（通勤時間は含みません。）</p> <p>※産休・育休中の方は、就労を理由とする入所はできません。</p> <p>※無報酬など正当な金銭的収入を目的としない(県基準最低賃金未滿)労働や、家業の手伝い、自家用の農業、ボランティア活動等、生計に寄与しないものは認められません。</p> | <p>保護者が就労している期間</p> <p>（退職日の属する月の末日まで）</p> |
| 妊 娠 ， 出 産 | <p>出産の前後（産前：出産予定月を含む2か月，産後：2か月）である場合。</p> <p>※期間中は就労中であっても、就労理由等による入所はできません。</p> <p>※妊娠出産の理由による入所の方は、就労中であっても、期間終了後に退所となります。その後、就労理由等での利用には別途新規申し込みが必要です。</p> | <p>出産予定月を含む2か月から産後2か月</p> <p>（最長4か月）</p> |
| 保 護 者 の 疾 病 等 | <p>保護者の疾病や負傷、心身の障害により児童の保育ができない場合。</p> | <p>通院・入院等の治療や支援を要する期間</p> |
| 病 人 の 看 護 等 | <p>家庭内外に長期にわたる療養が必要な方や、心身に障害のある方がいるため、保護者がいつも看護等に当たっている場合。</p> | <p>被看護（介護）者が看護（介護）を要する期間</p> |
| 災 害 復 旧 | <p>火災、風水害又は地震などの災害を受け、その復旧の間である場合。</p> | <p>災害復旧に要する期間</p> |
| 求 職 活 動 （ 起 業 準 備 を 含 む ） | <p>求職活動や起業準備などを行っている場合。</p> <p>派遣会社に登録している方で就労先が決まっていない場合。</p> <p>※求職活動の理由による入所の方は、期間終了後に退所となります。継続した入所には最終月の10日までに就労証明書等の提出が必要です。</p> | <p>利用開始日から3か月間</p> <p>※新規入所の場合</p> |
| 就 学 | <p>就労の条件に準じます。</p> <p>※職業訓練校等における職業訓練を含みますが、通信等による自宅での資格取得等は認められません。</p> | <p>保護者が就学している期間（卒業・修了日の属する月の末日まで）</p> |
| そ の 他 | <p>上記以外の理由により児童の保育ができない場合は、幼児保育課までご相談ください。</p> | |

給付認定

保育所（園）等の利用を希望される場合は、利用のための認定が必要です。

保護者の方からの申請に基づき、保育が必要と認められる場合は市が次の区分により認定を行います。

| 認定区分 | 対象児童 | 利用施設 |
|------|----------|-------|
| 2号認定 | 満3歳以上の児童 | 保育施設等 |
| 3号認定 | 満3歳未満の児童 | |

保育必要量

保育の必要な事由等に応じて、保育所（園）を利用できる時間が次のとおり区分されます。

| 区分 | 保育時間（利用できる上限） |
|--------|----------------------------|
| 保育標準時間 | 保育所が設定する1日の利用時間帯の中で、最大11時間 |
| 保育短時間 | 保育所が設定する1日の利用時間帯の中で、最大8時間 |

※認定を受けた方（入所資格があると判断された方）は、保育標準時間・保育短時間のそれぞれ利用できる範囲の中で、保育が必要な時間に応じ施設を利用していただくことになります。

※求職活動や育児休業中（育児休業開始日の属する月の翌月から）は、原則短時間認定となります。

※利用時間は各保育所（園）の指示に従ってください。

保育年齢（保育所（園）でのクラス区分）

保育所（園）でのクラス区分は、4月1日時点の年齢で決定されます。

| | 生年月日 | クラス |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------|
| 令和7年度 クラス対応表 ※令和7年4月1日時点 の年齢でクラス分け | 平成31年4月2日～令和2年4月1日 (2019年4月2日～2020年4月1日生) | 5歳児クラス (年長クラス) |
| | 令和2年4月2日～令和3年4月1日 (2020年4月2日～2021年4月1日生) | 4歳児クラス |
| | 令和3年4月2日～令和4年4月1日 (2021年4月2日生～2022年4月1日生) | 3歳児クラス |
| | 令和4年4月2日～令和5年4月1日 (2022年4月2日生～2023年4月1日生) | 2歳児クラス |
| | 令和5年4月2日～令和6年4月1日 (2023年4月2日生～2024年4月1日生) | 1歳児クラス |
| | 令和6年4月2日～ (2024年4月2日生～) | 0歳児クラス |

令和7年度 認可保育所（園）入所受付について（支給認定に関する申請についても同様）

令和7年4月入所

●本受付

| | |
|----------|----------------------------------------------|
| 受付期間 | 令和6年11月1日（金）から令和6年11月22日（金）まで （土・日・祝日を除く） |
| 受入見込人数公開 | 令和6年11月8日（金）午後5時以降 ※市ホームページ及び幼児保育課窓口にて公開 |
| 結果通知（郵送） | 令和7年1月17日（金）発送予定 |

●二次受付

本受付で保留になった方と、二次受付から新規で申し込んだ方が審査の対象になります。

| | |
|----------|---------------------------------------------|
| 受付期間 | 令和7年1月17日（金）から令和7年1月31日（金）まで （土・日を除く） |
| 受入見込人数公開 | 令和7年1月17日（金）午後5時以降 ※市ホームページ及び幼児保育課窓口にて公開 |
| 結果通知（郵送） | 令和7年2月20日（木）発送予定 |

<注意事項>

※4月入所の申し込み結果のみ、事務処理のため、通知に1か月以上時間を要します。

※二次受付は本受付終了後、空きがある場合のみ実施します。

※令和6年度内に入所待ちしている方や令和6年度12月～3月入所希望の方は、年度末まで入所できない場合がありますので、各月の入所申し込みと並行して4月の申し込みを行うことも可能です。（令和6年度入所については、令和6年度の案内をご参照ください。）

※本受付で保留になった場合は、「入所保留通知書」と「二次審査の連絡票」が届きます。本受付での申請内容に変更がある場合のみ提出が必要です。

令和7年5月～令和8年3月入所

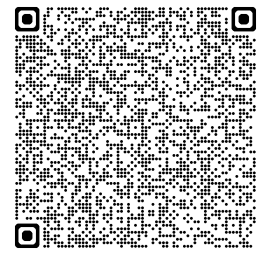
| | |
|----------|----------------------------------------------------------------|
| 受付期間 | 入所希望月の前々月の11日から入所希望月の前月の10日まで （土・日・祝日を除く） ※各月の受付期間はP.5参照 |
| 受入見込人数公開 | 毎月5日 午後5時以降 （5日が休日の場合は次の開庁日） ※市ホームページ及び幼児保育課窓口にて公開 |
| 結果通知（郵送） | 入所希望月の前月20日頃 発送 |

受付期間を過ぎてしまった場合、受付することはできません。期日に余裕をもってお申し込みください。また、追加書類などもお受けすることはできません。

申込場所

ひたちなか市役所 第3分庁舎1階 幼児保育課
 ひたちなか市役所那珂湊支所 保険福祉担当窓口
 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

▼電子申請はこちらから
 （マイナンバーカードでの
 ログインが必要です）



申込方法

以下のいずれかの方法でお申し込みください。

- 窓口申請（申込書等持参）
- 電子申請（※広域入所の申し込み不可）

上記の申請が難しい場合は、幼児保育課にご相談ください。

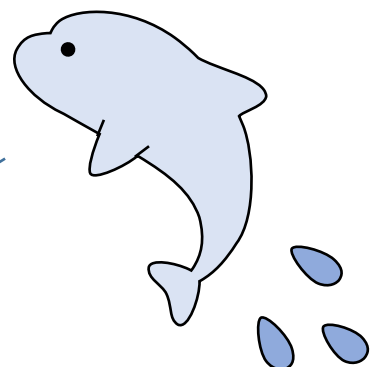
入所の申込期間（令和7年5月～令和8年3月入所）

※令和7年4月入所はP.4参照

| | | | | | |
|------|-------|---------------|----|---------------|----|
| 令和7年 | 5月入所 | 令和7年3月11日（火） | から | 令和7年4月10日（木） | まで |
| | 6月入所 | 令和7年4月11日（金） | から | 令和7年5月12日（月） | まで |
| | 7月入所 | 令和7年5月13日（火） | から | 令和7年6月10日（火） | まで |
| | 8月入所 | 令和7年6月11日（水） | から | 令和7年7月10日（木） | まで |
| | 9月入所 | 令和7年7月11日（金） | から | 令和7年8月12日（火） | まで |
| | 10月入所 | 令和7年8月13日（水） | から | 令和7年9月10日（水） | まで |
| | 11月入所 | 令和7年9月11日（木） | から | 令和7年10月10日（金） | まで |
| | 12月入所 | 令和7年10月14日（火） | から | 令和7年11月10日（月） | まで |
| 令和8年 | 1月入所 | 令和7年11月11日（火） | から | 令和7年12月10日（水） | まで |
| | 2月入所 | 令和7年12月11日（木） | から | 令和8年1月13日（火） | まで |
| | 3月入所 | 令和8年1月14日（水） | から | 令和8年2月10日（火） | まで |

育児休業明けに伴う職場復帰日や、就労を開始する日が月の15日までになる方については、慣らし保育（早めのお迎え）を考慮して、復帰月または就労開始月の前月から申し込みができます。

入所が決まり、入所月の翌月の15日までに復帰または就労開始が確認できない場合は、入所は取り消しになりますのでご注意ください。



認可保育所（園）入所申し込みから入所までの流れ

入所申込の事前準備

施設見学や申込書等の準備

保育所（園）の空き状況は毎月5日

（5日が休日の場合は次の開庁日）

午後5時以降に市ホームページにて公開

入所申込書の提出

締め切りは入所希望月の前月10日までです。（10日が休日の場合は次の開庁日まで）

（4月入所のみ別規定日、P.4参照）

給付認定

認可保育所（園）を利用する資格があるかどうかを審査します。

審査の結果、入所の資格がないと判断された場合は、利用調整（入所審査）を行うことはできません。（認定証は入所決定した方に送付します。）

利用調整（入所審査）

入所選考基準（P.10～13参照）に基づき、優先度を決めます。優先度の高い児童から順に入所先を決定していきます。

※申し込みの早い順や長期間空きを待っているかどうか等は審査に関係しません。

※保育所（園）の空き状況や申請書の内容等により、入所の可否を審査・判断しています。

結果発送

毎月20日頃に郵送にて通知します。

（4月入所のみ別規定日、P.4参照）

審査結果は個人情報になりますので、

電話ではお答えできません。

※発送日ですので、通知が届く日ではありません。

入所が決定した場合

「入所承諾書（兼保育料決定通知書）」が届きます。

※園からも連絡が入ります。面談等、入所の準備をすすめてください。

入所が決定しなかった場合（入所保留）

「入所保留通知書」と「次回審査の連絡票」が届きます。

翌月の審査を希望する場合は、「次回審査の連絡票」をご提出ください。提出がない場合、翌月の審査は行いません。

※翌月以降、年度末まで入所できない場合がありますので、認可外保育施設等の代替手段もあらかじめご検討ください。（P.24参照）

入所（翌月1日から）

慣らし保育が始まります。園によって期間は異なりますが、おおよそ1～3週間程度です。

※入所後の園での生活や預け方等に関しては、施設長の指示に従ってください。

入所を辞退する場合

入所承諾書（兼保育料決定通知書）に記載された辞退可能期間内に、認定証と入所承諾書（兼保育料決定通知書）をお持ちのうえ、幼児保育課へお越しください。期限を過ぎてから辞退を申し出た場合は、入所していても1か月分の保育料がかかります。

また、一度辞退した保育所（園）は同一年度内の審査において希望することはできません。

▶入所後の諸手続きに

つきましては、市のホームページをご確認ください。



お申し込みの前に必ずお読みください

【申請書類が間に合わない方】

申請書類が全てそろわない場合でも、入所申し込みをすることは可能です。ただし、提出された書類のみでの審査になりますので、優先度が下がる場合があります。（就労をしている事実があっても、就労証明書が締め切りまでに提出されない場合は「求職活動中」の取り扱いでの審査になります。）

受付期間を過ぎてから追加提出した場合、翌月の審査より適用となります。

【育児休業明けによる職場復帰の方】

育児休業明けに伴う職場復帰日が月の15日までにになる方については、慣らし保育（早めのお迎え）を考慮して、復帰月の前月から申し込みができます。

《例》令和7年5月15日までに復帰の方：4月入所の申し込み可

令和7年5月16日以降に復帰の方：4月入所の申し込み不可⇒5月入所より申し込み可
なお、入所が内定した場合でも、育児休業中または終了後に復職せず退職（転職含む）した場合や、入所月の翌月の15日までに復職が確認できない場合は、内定取り消しまたは退所になります。（復職とは育児休業を取得した就労先に職場復帰することです。）

【育児休業の延長手続きをされる方】

育児休業の延長の手続きの際、児童が満1歳に達する月の保育所（園）に入所できなかった証明書（入所審査後に送付する「入所保留通知書」のことです。）が必要となる場合があります。入所保留通知書は、その月の入所申し込みをした方かつ入所審査の結果保留になった方のみ通知するものです。入所決定後に入所を辞退した方やその月に入所申し込みをしなかった方には通知することはできません。

育児休業の復帰・延長については、労使間の取り決めとなりますので就労先へ、各種給付等については管轄のハローワークへ、事前によくご確認ください。

※すでに兄弟が在園していて、下の子の出産により育児休業を取得している場合、兄弟の在園が認められる期間は育児休業対象児童が1歳になった年の年度末までです。

※保護者が、育児休業対象児童が1歳になる年の年度末の翌々月の15日までに復帰をしない場合は、家庭保育が可能とみなし退所となりますので、育児休業の延長等を検討される際にはご注意ください。

【生まれる前のお子様の申し込みをされる方】

4月入所希望の申し込みに関し、出生前の児童の申請を受け付けています。

申し込み可能な出生前児童は、令和7年4月1日時点で生後57日以降の児童（令和7年2月3日までに出生予定の児童）に限ります。申込書の記入方法等につきましては、幼児保育課までお問い合わせください。

【児童に疾病や障害、アレルギー等がある方へ】

児童に障害や疾病がある場合、専門医又は専門機関の意見書等が必要となる場合があります。（集団生活が可能であるかなどを判断させていただく場合があります。）

児童のアレルギーについて入所希望の保育所（園）に要望がある場合、入所希望先を選定する際に、事前に対応が可能か保育所（園）にご確認ください。

（入所後には生活管理指導表の提出が必要になります。再度園からご連絡があります。）

申し込みに必要なもの（児童一人につき一式必要です）

【全員必要なもの（市ホームページでダウンロード可）】

| | |
|----|---------------------------------|
| ① | 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書 |
| ② | 家庭状況申立書兼調査票 |
| ③ | 保護者が保育できない状況を証明する書類（両親分）※下記参照 |
| ④ | 発育状況調査票 |
| ⑤ | 保育利用に関する確認票及び同意書 |
| ⑥* | 児童本人・両親分のマイナンバーカードまたは個人番号がわかる書類 |
| ⑦* | 保護者または代理で申請する方の本人確認書類（顔写真付き） |

③の書類
兄弟姉妹で手続きする場合、原本1部とコピーで対応することも可能です。ご提出の前にご自身でコピーをお願いします。

※提出された書類はご返却できません

⑥の書類：個人番号がわかる書類
・個人番号通知カード
・個人番号が記載された住民票の写し

*⑥⑦は、申込書提出の際にお持ちください。

| 保護者の状況 | 提出書類 | 注意事項 |
|--------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就労 | 企業等にお勤めの方 ・就労証明書 | ・就労先が作成した就労証明書が必要です。 ・提出日時点で作成日から3か月以内のものが有効となります。 [育児休業明けの方] 就労証明書の育児休業の取得期間を必ず記入してください。 [就労予定の方] 就労開始後、再度就労証明書の提出が必要です。 |
| | 自営業、農業、業務委託の方 ・就労証明書 ・事業の内容やお店の運営を確認できる書類 | ・自営業等を営む方の就労証明書は本人が作成してください。 ・自営業協力者の方の就労証明書は自営業主の方が作成します。 ・事業の内容等を確認できる書類について、詳しくは9ページをご覧ください。 |
| | 内職の方 ・就労証明書 ・発注伝票、賃金明細等 | ・内職の方の就労証明書は本人が作成してください。 |
| 妊娠・出産 | ・妊娠証明書 または母子手帳の写し | ・期間は産前月・出産予定月・産後2か月の4か月間になります。 ・母子手帳の写しは、「表紙」と「出産予定日記載ページ」が必要です。 ・就労等での利用には別途新規申し込みが必要です。 |
| 保護者の疾病等 | 疾病等による療養が必要な方 ・診断書 心身の障害がある方 ・各種手帳等の写し | ・診断書は作成日から1か月以内のものがが必要です。 ・療養を要する期間および療養期間中に家庭保育が不可能な旨の記載が必要です。 ・各種手帳等とは身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険証(認定済)をいいます。 |
| 病人の看護等 | ・介護・看護状況申告書 ・看護が必要な方の診断書 または各種手帳等の写し | ・診断書は作成日から1か月以内のものがが必要です。 ・各種手帳等とは身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、介護保険証(認定済)をいいます。 |
| 求職活動 起業準備 | ・求職活動等状況申告書 | ・期間は3か月になります。 ・ハローワークに登録している方は、受付票の写しを添付してください。 ・3か月経過後も継続して入所する際は最終月の10日までに就労証明書等の提出が必要です。 |
| 就学 | ・在学証明書 ・カリキュラム等 | ・カリキュラム等は、授業・講習時間と保護者の方が履修する科目や教科の名称が記載されているものがが必要です。（時間割のみは不可） |

※保護者が保育できない状況を証明する書類の提出がない場合、「求職活動」として審査します。

※提出した書類の内容について、就労先等へ電話や訪問などにより確認する場合があります。また、書類の記載が不十分な場合、再提出または追加提出を求めることがあります。

【自営業、農業、業務委託の方へ】

事業内容やお店の運営を確認できる書類をご提出ください。

就労証明書の「雇用の形態」が自営業主、自営業専従者、家族従業者、業務委託となる方が対象です。下表の書類をご用意ください。

提出された書類によって、入所審査の優先順位が変わることはありません。

| 雇用形態 | A | B | C | D |
|--------------------------------|--------|-----------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------------|
| 自営業主 (個人事業主) ※農業、業務委託を含む | ・確定申告書 | ・開業届 ・営業許可証 | ・請求書、納品書 ・領収書 ・仕入れ伝票 | ・事務所やお店のパンフレット ・ホームページのコピー ・チラシ、名刺 など |
| 自営業専従者 家族従業者 ※農業、業務委託を含む | ・確定申告書 | ・青色事業専従者給与に関する届出書 ・源泉徴収票 ・給与支払報告書 | ・給与支払い明細書(雇用主が発行) ・給与が振り込まれた通帳のコピー | ・事務所やお店のパンフレット ・ホームページのコピー ・チラシ、名刺 など |

- ・就労証明書に記載された本人氏名が確認できる書類をご提出ください。
- ・提出が望ましい順にAからDまでの区分を設定しています。区分Aの書類をご用意できない場合は区分B、C、Dの順に提出可能な書類をご確認ください。
- ・区分Cの書類のうち、自営業主の方は直近3か月以内に取引のもの、自営業専従者等は直近3か月分をご提出ください。
- ・区分Dの書類は事業内容や経営者、従業者がわかるものをご提出ください。

【離婚調停中の方やDVによる避難をしている方へ】

離婚調停中や裁判中の方

裁判所からの証明書等（期日通知書等）の提出により、配偶者の書類について省略することができます。（一部例外があります）

配偶者のDVによる避難等に伴う申し込みをお考えの方

生計を全く別に行っていることが確認できることと、婦人相談所等の証明書の提出により、配偶者の書類を省略できる場合があります。

※第三者の証明がない離婚協議中の方や、単身赴任により配偶者と別居している方については、別居している配偶者の書類も必要となります。（保育料についても、配偶者の税額を加算します）

【書類を記入する際の注意事項】

入所審査は提出された書類の内容に基づいて行います。記載されていない項目は指数に反映することはできません。また、口頭による申出や就労証明書を所定の様式以外の書式で作成された場合も審査の対象となりません。

・内容を訂正したいとき

二重線で消し余白に記入してください。消せるボールペン、修正液、修正テープ等は使用しないでください。

・家庭状況申立書兼調査票について

申請日時点の状況を正確に記入してください。特に、祖父母の状況は事前にご本人に確認をお願いします。また、離別とは所在不明や長期間交流がないなど、保育の手として期待できないことを指します。祖父母が離婚や別居をしているだけでは該当しません。

各種提出書類に虚偽の記載が判明した際には、入所の決定は取り消しとなります。

なお、入所後に明らかになった場合も、保育の実施は解除されますのでご注意ください。

受付した書類は返却できないため、ご提出の前にご自身でコピーをお願いいたします。

入所審査・利用調整について

利用調整とは

利用調整とは、保育所（園）の受け入れ可能な人数を超える申し込みがあった場合、各家庭の「児童の保育の必要性・緊急性」について指数化し、それに基づいて優先度を決めることです。

入所の決定方法

優先度の高い順に、入所を決定していきます。希望順や先着順ではありません。

《例》

| 優先度 | 児童名 | 年齢 | 第1希望 | 第2希望 | 第3希望 |
|-----|-------|-----|------|------|------|
| 1 | A山 A子 | 1歳児 | C保育園 | D保育園 | E保育園 |
| 2 | B川 B男 | 1歳児 | E保育園 | C保育園 | D保育園 |

上記の例で E 保育園のみ空きがあった場合、E 保育園を第一希望としている B 川さんではなく、優先度の高い A 山さんが内定となります。

このように、希望順よりも優先度の高い方から先に内定となるため、希望する保育所（園）を希望する順にご記入ください。

兄弟姉妹が在園している園を希望した場合

兄弟姉妹がすでに在園している保育所（園）に申し込みをする場合、優先度は高くなりますが必ず入所できるわけではありません。他の保育所（園）もご検討いただき、より多くの希望先を記入することをおすすめします。

申し込み児童の指数について

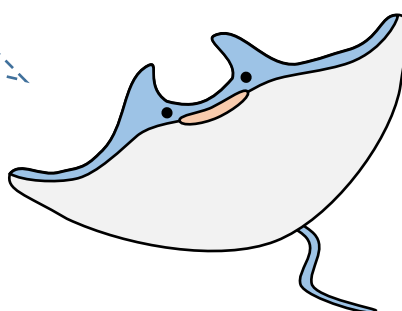
入所審査前に申し込み児童の指数等について幼児保育課でお答えすることはできません。

入所が保留になった方に限り、入所審査終了後かつ結果発送後であれば、申し込み児童の指数等の開示申請が可能です。開示を希望する場合は、ご本人確認できる書類等（入所保留通知書、運転免許証等）を持参の上、幼児保育課までお越しください。

他の児童の指数等につきましては、個人情報となるためお答えすることはできません。

11～13ページの選考基準表に基づいて利用調整を行っていますので、ご参照ください。

父の基準指数 + 母の基準指数 + 補正指数 = 合計の指数 となります。



ひたちなか市保育所（園）入所の選考基準表（令和7年4月現在）

表1 基準指数

| 番号 | 保護者の状況 | | 基準指数 | | | | |
|--------|-----------------------|------------------------------------------|----------------------------------------------|------------------------|--------------------|-------------------|----|
| | 類型 | 細目 | | | | | |
| 1 | 就労 | 外勤・自営業中心者 | 月180時間以上の就労を常態 | 20 | | | |
| | | | 月175時間以上180時間未満の就労を常態 | 19 | | | |
| | | | 月170時間以上175時間未満の就労を常態 | 18 | | | |
| | | | 月165時間以上170時間未満の就労を常態 | 17 | | | |
| | | | 月160時間以上165時間未満の就労を常態 | 16 | | | |
| | | | 月150時間以上160時間未満の就労を常態 | 15 | | | |
| | | | 月140時間以上150時間未満の就労を常態 | 14 | | | |
| | | | 月120時間以上140時間未満の就労を常態 | 13 | | | |
| | | | 月100時間以上120時間未満の就労を常態 | 12 | | | |
| | | | 月64時間以上100時間未満の就労を常態 | 11 | | | |
| | | 自営業協力者(※1) | 月180時間以上の就労を常態 | 17 | | | |
| | | | 月175時間以上180時間未満の就労を常態 | 16 | | | |
| | | | 月170時間以上175時間未満の就労を常態 | 15 | | | |
| | | | 月165時間以上170時間未満の就労を常態 | 14 | | | |
| | | | 月160時間以上165時間未満の就労を常態 | 13 | | | |
| | | | 月150時間以上160時間未満の就労を常態 | 12 | | | |
| 内職 | 月140時間以上150時間未満の就労を常態 | 11 | | | | | |
| | 月120時間以上140時間未満の就労を常態 | 10 | | | | | |
| | 月100時間以上120時間未満の就労を常態 | 9 | | | | | |
| | 月64時間以上100時間未満の就労を常態 | 8 | | | | | |
| 内職 | 月120時間以上の就労を常態 | 10 | | | | | |
| | 月64時間以上120時間未満の就労を常態 | 6 | | | | | |
| 2 | 不存在 | 死亡、離別、行方不明、拘禁、別居 | 20 | | | | |
| 3 | 出産 | 予定日含む産前2か月、産後2か月 | 7 | | | | |
| 4 | 疾病障害 | 疾病 | おおむね1か月以上の入院 | 25 | | | |
| | | | | 自宅内療養 | 精神性 | 精神障害者保健福祉手帳1～2級程度 | 20 |
| | | | | | | 精神障害者保健福祉手帳3級程度 | 16 |
| | | | 上記以外の程度 | 13 | | | |
| | | | 一般療養 | 身動きがとれず安静を要する状態 | 19 | | |
| | | | | 通院加療のために保育に当たれない場合 | 16 | | |
| | | 障害 | | 身体障害者手帳の交付、または診断を受けている | 身体障害者手帳の等級が1級または2級 | 20 | |
| | | | | | 身体障害者手帳の等級が3級 | 17 | |
| | | 療育手帳の交付を受けている場合 | 知的障害の程度 | 身体障害者手帳の等級が4級以下 | 15 | | |
| | | | | マルAまたはAである場合 | 20 | | |
| Bである場合 | 17 | | | | | | |
| Cである場合 | 15 | | | | | | |
| 5 | 看護介護付添 | 施設内 | 兄弟姉妹が長期入院しており、常時付添いが必要な場合 | 25 | | | |
| | | | 保護者が長期入院しており、常時付添いが必要な場合 | 25 | | | |
| | | | 保護者以外の親族(※2)が長期入院しており、常時付添いが必要な場合 | 13 | | | |
| | | 自宅内 | 同居する親族(※2)の介護に常時あたっているもの(要介護4程度以上) | 19 | | | |
| | | | 同居する親族(※2)の介護に常時あたっているもの(要介護1～3程度以上) | 15 | | | |
| | | | 同居する親族(※2)の介護に常時あたっているもの(要支援) | 10 | | | |
| | | | 同居する心身障害者の介護に常時あたっているもの(心身障害児施設への通園児の付添いを含む) | 18 | | | |
| | | | 上記以外で必要とする場合 | 8 | | | |
| 自宅外 | 上記以外で必要とする場合 | 7 | | | | | |
| 6 | 災害 | 災害・風水害等により家屋が失われ復旧にあたる場合 | 20 | | | | |
| 7 | 求職活動起業準備 | 現在無職であり、児童を保育所(園)に入所させ求職活動・起業準備を行うもの(※3) | 3 | | | | |
| 8 | 就学技能取得 | 既に就学・技能習得のため、外出を常態 | 月160時間以上の就学を常態 | 17 | | | |
| | | | 月140時間以上160時間未満の就学を常態 | 16 | | | |
| | | | 月120時間以上140時間未満の就学を常態 | 14 | | | |
| | | | 月100時間以上120時間未満の就学を常態 | 13 | | | |
| | | | 月80時間以上100時間未満の就学を常態 | 11 | | | |
| | | | 月64時間以上80時間未満の就学を常態 | 9 | | | |
| 9 | DV・虐待 | 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第8号に該当する場合 | 30 | | | | |
| その他 | 未提出 | 保護者が保育できない状況を証明する書類の未提出 | 3 | | | | |

表 2 補正指数

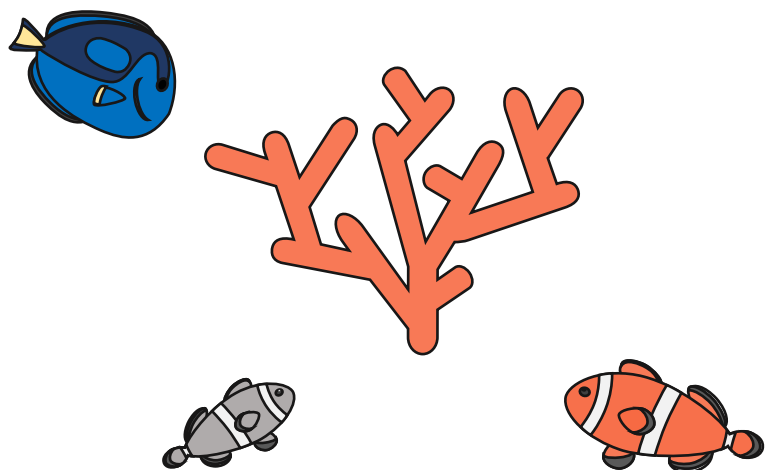
| 区分 | 調整の対象となる特別な事情 | 補正指数 |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1 | 生活保護による生活扶助を受けているとき | 7 |
| 2 | 兄弟姉妹が入所中施設への入所を第一希望とするとき、または兄弟姉妹が入所中施設への入所を希望しているが、やむを得ず在園している認可保育所（園）以外を合わせて希望するとき | 15 |
| 3 | 新規入所申請児童が同時に2人以上で、同じ施設のみへの入所を希望するとき | 3 |
| 4 | 新規入所申請児童が同時に2人以上で、同じ施設のみへの入所を希望するとき（多胎児） | 4 |
| 5 | 就学前児の兄弟姉妹を申込みしない（障害児・幼稚園児等を除く） | -5 |
| 6 | 既に兄弟姉妹が別々の認可保育所（園）に入所しており、どちらか片方の在園している認可保育所（園）に転園を希望するとき | 10 |
| 7 | 既に市内の認可保育所（園）に入所中で、保育方針が合わないなどの私的な理由で他の保育所（園）に転園を希望するとき | -10 |
| 8 | 在園中の市内認可保育施設の統廃合等に伴い、後継施設以外に転園を希望するとき | 20 |
| 9 | 在園中の市内認可外保育施設の統廃合等に伴い、その後継施設とみなされる認可保育所（園）に入所を希望するとき、またはやむを得ず後継施設とみなされる認可保育所（園）以外を合わせて希望するとき | 12 |
| 10 | 既に市内の特定地域型保育を利用中で、その課程終了後、連携園への転園を希望するとき | 15 |
| 11 | 勤務の都合で父母の一方が単身赴任しているとき（就労証明書に基づく） | 2 |
| 12 | 保育に欠ける状態で、認可外保育事業（届出済）・一時預かり・緊急保育を利用しているとき（※4） | 5 |
| 13 | 本市在住もしくは本市に転入予定で他市町村の認可保育施設に入所中のとき | 8 |
| 14 | 障害や疾病等があるもしくはその可能性がある児童について、集団生活が必要であると客観的に認められるとき | 5 |
| 15 | 保護者が障害者手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳等）を取得していて、就労（見込）または求職活動中のとき | 1 |
| 16 | 産休・育児休暇明けに伴う職場復帰（就労証明書兼育児休業証明書に基づく）（※5） | 5 |
| 17 | 父が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している保育士、看護師、保健師であり保育体制の確保上必要である場合 | 20 |
| 18 | 母が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している保育士、看護師、保健師であり保育体制の確保上必要である場合 | 20 |
| 19 | 父が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している施設長、栄養士、保育補助者であり保育体制の確保上必要である場合 | 5 |
| 20 | 母が本市内の認可保育所（園）に勤務（予定を含む）している施設長、栄養士、保育補助者であり保育体制の確保上必要である場合 | 5 |
| 21 | 母子・父子世帯 | 8 |
| 22 | 父母ともに失踪・死亡しているとき | 20 |
| 23 | 母子・父子世帯に準ずる世帯（離婚調停中かつ別居、失踪、行方不明、拘禁） | 6 |
| 24 | 市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（同居） | -7 |
| 25 | 市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（同居） | -7 |
| 26 | 市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（別居） | -5 |
| 27 | 市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が無職・健康で保育の期待ができるとき（別居） | -5 |
| 28 | 市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（同居） | -5 |
| 29 | 市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（同居） | -5 |
| 30 | 市内在住65歳未満の父方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（別居） | -3 |
| 31 | 市内在住65歳未満の母方祖父または祖母が週1～2回の就労のため保育の期待ができるとき（別居） | -3 |
| 32 | 祖父（父方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※6） | 1 |
| 33 | 祖父（父方）が死別・失踪しているとき | 2 |
| 34 | 祖母（父方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※6） | 1 |
| 35 | 祖母（父方）が死別・失踪しているとき | 2 |

| | | |
|----|----------------------------------------------------|-----|
| 36 | 祖父（母方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※6） | 1 |
| 37 | 祖父（母方）が死別・失踪しているとき | 2 |
| 38 | 祖母（母方）が離別または本市および隣接市町村以外に在住または介護施設等に常時入所中であるとき（※6） | 1 |
| 39 | 祖母（母方）が死別・失踪しているとき | 2 |
| 40 | 保育所（園）入所申込の際に、過去に虚偽の申請をしていた場合 | -10 |
| 41 | 多子世帯（18歳未満で未就労が2人）（※7） | 1 |
| 42 | 多子世帯（18歳未満で未就労が3人）（※7） | 2 |
| 43 | 多子世帯（18歳未満で未就労が4人）（※7） | 3 |
| 44 | 多子世帯（18歳未満で未就労が5人以上）（※7） | 4 |

- ※1 父母が同じ自営業の場合は、一人を「自営業協力者」とする。祖父母のいずれかが自営業中心者で父母が同じ自営業である場合は、父母ともに「自営業協力者」とする。ただし、父母ともに「業務独占資格（その業務に係る専門的資格）」を有する場合は、父母ともに「自営業中心者」とみなす。
- ※2 親族とは配偶者、6親等以内の血族および、3親等以内の姻族をいう。
- ※3 自営業の場合、会社やお店の運営を確認できる書類の提出がない場合は、「求職活動」とみなす。
- ※4 父母のどちらか一方が求職活動の場合、加点は行わない。
緊急保育は、利用の最終日の属する月が入所を希望する月の前月または前々月の場合のみ対象とする。
- ※5 育児休業から復帰後の入所審査では加点を行わない。また、区分12と重複して加点は行わない。
- ※6 介護施設等とは、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、ケアハウス、障害者施設とする。
- ※7 18歳未満は、申請年度4月1日時点の年齢をさす。

<注意点>

- 市内の園では、市内の児童を優先するため、入所率が定員を超えている場合は、転入予定・兄弟在園・保護者が市内の認可保育所（園）に就労（予定）の保育士の場合を除き、他市町村からの新規での児童受け入れは行いません。
- 市外児童の利用調整については、市内児童の後に行うこととします。
（転入予定・兄弟在園・保護者が市内の認可保育所（園）に就労（予定）の保育士の場合を除く。）



広域入所の手続き

広域入所とは、ひたちなか市外在住の方がひたちなか市の保育所（園）に入所することまたはひたちなか市在住の方が市外の保育所（園）に入所することです。

ひたちなか市の保育所（園）への入所申し込み（ひたちなか市へ転入予定の方）

※申し込み時に転入先住所が決まっており、入所希望月の前月末までにひたちなか市へ転入予定の方

| | |
|------|----------------------------------------------------------|
| 申込先 | ひたちなか市幼児保育課 |
| 締切日 | ひたちなか市の締め切りまで（4，5ページ参照） |
| 必要書類 | ひたちなか市の申込書類一式（8，9ページ参照） |
| 注意事項 | ・入所が決まった場合でも、入所月の前月末までにひたちなか市への転入が確認できない場合は入所が取り消しになります。 |

ひたちなか市の保育所（園）への入所申し込み（ひたちなか市に転入せず市外から通う方）

ひたちなか市内に父母いずれかの就労先がある方またはひたちなか市内に祖父母宅がある方のみ申し込みが可能です。

| | |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込先 | お住まいの市区町村（住民登録がある市区町村）の保育担当課 |
| 締切日 | ひたちなか市の締め切りに間に合うよう、余裕を持ってご提出ください。 ※ひたちなか市の申込期間：4，5ページ参照 |
| 必要書類 | お住まいの市区町村（住民登録がある市区町村）の申込書類一式 |
| 注意事項 | ・ひたちなか市の公立保育所は、入所できません。 ・原則として、市内在住の方の利用調整を行い、受入枠に余裕がある場合に市外の方の入所を決定します。なお、入所率が定員を超えている施設には入所できません。 ・ひたちなか市に転入予定がある方で、申し込み時には転入先の住所が決まっていない場合も同様の申し込み方法になります。 |

市外の保育所（園）への入所申し込み（ひたちなか市から転出予定の方）

申し込み方法は転出先市区町村にご確認ください。

市外の保育所（園）への入所申し込み（転出せずひたちなか市から通う方）

| | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込先 | ひたちなか市幼児保育課 |
| 締切日 | 利用を希望する施設がある市区町村の締め切りの7日前まで |
| 必要書類 | ひたちなか市の申込書類一式（8，9ページ参照） |
| 注意事項 | ・利用を希望する施設がある市区町村に、以下を確認のうえ、お申し込みください。 ①他市区町村から入所を希望する場合の必要条件 ②希望の施設における他市区町村からの利用の可否 ※他市区町村からの利用を受け入れていない施設もあります。 ③申し込み締切日 ④ひたちなか市の申込書類以外に必要な書類の有無 ・ひたちなか市を含む2市区町村まで併願が可能です。 |

保育料について

保育料の決定について

毎月の保育料は世帯の市区町村民税所得割課税額等に基づき、年2回算定します。



| | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------------------------------|----|----|----|----|-----------------------------------------------------------|-----|-----|-----|----|----|----|
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| <前期分> 令和6年度市区町村民税所得割課税額に基づく (令和5年1月～令和5年12月の収入等で計算) | | | | | <後期分> 令和7年度市区町村民税所得割課税額に基づく (令和6年1月～令和6年12月の収入等で計算) | | | | | | |

- 転入者の方・父母のいずれかが市外在住の方：課税（非課税）証明書の提出が必要となる場合があります。
- 海外に居住していた方：収入及び控除額等を証明する書類が必要となります。（給与支払証明書等）

保育料の見方（公立・私立共通） ※基準額表も一緒にご覧ください。

- ①入所児童の年齢を確認します。（令和7年4月1日現在の年齢）
※3歳児クラス（R7.4.1 現在3歳）から、保育料は無料です。
- ②父・母の市区町村民税所得割課税額を足した額が当てはまることを基準額表で確認します。
- ③入所児童が何人目か確認します。（P.16 <きょうだいの数え方> 参照）

※保育料の算定基準となる市区町村民税所得割額について

市町村民税所得割額については、会社員等の方は雇用主から配布される下図の市・県民税の通知書の④をご覧ください。（それ以外の方は1月1日にお住まいの市区町村の市民税担当課へお問い合わせください。）両親分の④の額を合算した額が基準表中の階層区分のおおよその目安となります。

✂ 切り取り線

令和2年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の
決定・変更通知書（納税義務者用）

| | | |
|------|------|-------|
| 指定番号 | 整理番号 | 受給者番号 |
| 住 所 | | |
| 氏 名 | | |

ひたちなか市 市民税課
〒312-8501 茨城県ひたちなか市
東石川2丁目10番1号
TEL 029(273)0111(代表) 内線3121.3122

御本人のみ開封していただきます

特別徴収税額明細

| | | | | | | | | | | | |
|--------------|-------------------------|------------------------|-------------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
| 所得 | 給与収入 給与所得 その他の所得計 | 主たる給与 以外の合算 所得区分 | 農業者 労働者 不配当 給子 配当 譲渡 所得 | 本人 配偶者 同居 その他 特異 所得 | 本人 配偶者 同居 その他 特異 所得 | 本人 配偶者 同居 その他 特異 所得 | 本人 配偶者 同居 その他 特異 所得 | 本人 配偶者 同居 その他 特異 所得 | 本人 配偶者 同居 その他 特異 所得 | 本人 配偶者 同居 その他 特異 所得 | 本人 配偶者 同居 その他 特異 所得 |
| 総所得金額① | | | | | | | | | | | |
| 所得 控 除 | 雑損 | | | | | | | | | | |
| | 医療費 | | | | | | | | | | |
| | 社会保険料 | | | | | | | | | | |
| | 小規模企業共済 | | | | | | | | | | |
| | 生命保険料 | | | | | | | | | | |
| | 地震保険料 | | | | | | | | | | |
| | 障害・寡・勤 | | | | | | | | | | |
| | 配偶者特別 | | | | | | | | | | |
| | 扶養基礎 | | | | | | | | | | |
| | 所得控除合計② | | | | | | | | | | |
| 課税標準 | 総所得③ | | | | | | | | | | |
| | 山林所得 | | | | | | | | | | |
| | 分離短期譲渡 | | | | | | | | | | |
| | 分離長期譲渡 | | | | | | | | | | |
| | 株式等の譲渡 | | | | | | | | | | |
| | 上場株式等の配当等 | | | | | | | | | | |
| | 先物取引 | | | | | | | | | | |
| 税額控除額④ | | | | | | | | | | | |
| 税額控除額⑤ | | | | | | | | | | | |
| 所得割額⑥ | | | | | | | | | | | |
| 均等割額⑦ | | | | | | | | | | | |
| 税額控除額⑧ | | | | | | | | | | | |
| 所得割額⑨ | | | | | | | | | | | |
| 均等割額⑩ | | | | | | | | | | | |
| 特別徴収税額⑪ | | | | | | | | | | | |
| 控除不足額⑫ | | | | | | | | | | | |
| 既充当額⑬ | | | | | | | | | | | |
| 既納付額⑭ | | | | | | | | | | | |
| 差引納付額⑮ | | | | | | | | | | | |
| 変更前税額⑯ | | | | | | | | | | | |
| 増減額⑰ | | | | | | | | | | | |
| 変更月 | | | | | | | | | | | |

| 階層区分 | 世帯の定義 | | 保育料(月額:円) | | | |
|------|-------------------------|--------------------------|-----------|--------|--------|--------|
| | | | 保育標準時間 | | 保育短時間 | |
| | | | 3歳未満児 | | 3歳未満児 | |
| | | | 1人目 | 2人目 | 1人目 | 2人目 |
| 第1 | 生活保護世帯等 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第2 | ア 市町村民税が非課税の世帯 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等(※) | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第3 | ア 市町村民税の額が均等割の額のみ世帯 | | 9,000 | 4,500 | 8,800 | 4,400 |
| | イ アに該当する世帯のうちひとり親世帯等 | | 5,000 | 0 | 4,900 | 0 |
| 第4 | ア | 48,600円未満 | 12,000 | 6,000 | 11,700 | 5,850 |
| | イ | アに該当する世帯のうちひとり親世帯等 | 6,000 | 0 | 5,800 | 0 |
| 第5 | ア | 48,600円以上 62,000円未満 | 18,000 | 9,000 | 17,600 | 8,800 |
| | イ | アに該当する世帯のうちひとり親世帯等 | 6,000 | 0 | 5,800 | 0 |
| 第6 | ア | 62,000円以上 77,101円未満 | 26,000 | 13,000 | 25,500 | 12,750 |
| | イ | アに該当する世帯のうちひとり親世帯等 | 6,000 | 0 | 5,800 | 0 |
| | ウ | 77,101円以上 97,000円未満 | 26,000 | 13,000 | 25,500 | 12,750 |
| 第7 | | 97,000円以上 136,000円未満 | 36,000 | 18,000 | 35,300 | 17,650 |
| 第8 | | 136,000円以上 169,000円未満 | 41,000 | 20,500 | 40,300 | 20,150 |
| 第9 | | 169,000円以上 301,000円未満 | 53,000 | 26,500 | 52,000 | 26,000 |
| 第10 | | 301,000円以上 397,000円未満 | 55,000 | 27,500 | 54,000 | 27,000 |
| 第11 | | 397,000円以上 | 57,000 | 28,500 | 55,900 | 27,950 |

※ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯、同世帯に障害をお持ちの方がいる世帯をいいます。

< 3～5歳児について >

- 国の制度により、3歳児クラス以上のお子様の保育料は無料です。

< 多子世帯への軽減措置 >

- 2人目：半額

※第1～第8階層まで：同居の兄弟を上から順に1人目、2人目と数えます。

第9～第11階層まで：小学校就学前の兄弟を上から順に1人目、2人目と数えます。

《例》家族構成：父、母、小学生、2歳児

第8階層 20,500円（半額） **第9階層** 53,000円（満額）

- 3人目以降：無料

※階層にかかわらず、無料です。

階層区分により、2人目のきょうだいの数え方が異なります。



保育料のお支払いについて

〔お支払い方法〕口座振替

〔引 落 日〕毎月28日（金融機関が休みの場合は翌営業日）

※前日までに残高をご確認ください。

入所内定した方には、後日、保育料預金口座振替依頼書を送付し、提出のご案内をいたします。

口座振替依頼書が締切日までに間に合わなかった場合、納付書にてお支払いいただく可能性があります。

保育料を滞納された場合の対応について

○督促状・催告書の通知

○保育所（園）から納付指導

○申し出による児童手当からの保育料の徴収

児童手当を受給している保護者が保育料を滞納している場合に、保護者の申し出により児童手当から徴収する制度を実施しています。

申出書を提出していただくことにより、保育料の滞納分を児童手当から徴収いたします。

なお、申出書を提出した場合でも滞納が発生しない限り、児童手当から徴収することはありません。

○自宅及び就労先への訪問

○児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づく滞納処分

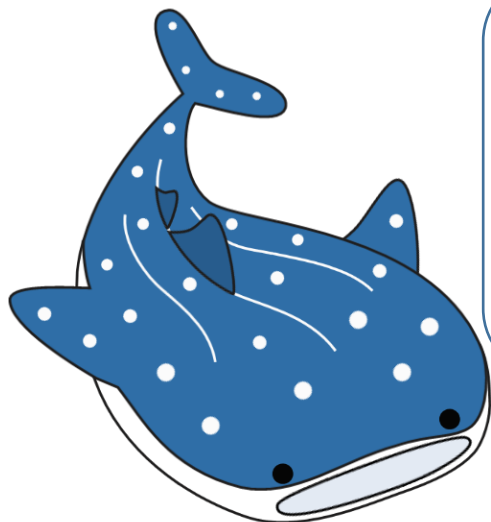
（給与、不動産、預金等の財産を調査し、差押えをする場合がありますので、必ず期限内に納めてください。）

副食費免除について（3歳児クラス以降）

入所した保育所（園）で給食費（主食費・副食費）を徴収します。

副食費（おかず代、おやつ代等）は、保護者の所得によっては免除となる場合があります。免除対象者には入園後通知します。

なお、0～2歳児の給食費は保育料に含まれますので、給食費としての徴収はありません。



次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。

- ・市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の子ども（ひとり親世帯等の場合は、77,101円未満の世帯）
- ・小学校就学前の兄弟を上から順に1人目、2人目と数えていき、3人目以降となる子ども

ひたちなか市の保育所（園）一覧

入所申込みの前に、入所希望の保育所（園）にご連絡の上、見学をしてください。

■公立保育所（市外の方は入所できません。）

| | | | |
|------|------------|-------|--------------|
| 施設名 | つだ保育所 | | |
| 所在地 | 津田1950-1 | 電話番号 | 029-273-5360 |
| 開設時間 | 7:30~18:45 | 定員 | 140人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 満3か月~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|------------|-------|--------------|
| 施設名 | 東石川保育所 | | |
| 所在地 | 東石川1475 | 電話番号 | 029-273-7427 |
| 開設時間 | 7:30~18:45 | 定員 | 120人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 満3か月~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|--------------|-------|--------------|
| 施設名 | 那珂湊第一保育所 | | |
| 所在地 | 西十三奉行13214-2 | 電話番号 | 029-262-4902 |
| 開設時間 | 7:30~18:45 | 定員 | 90人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 満6か月~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|------------|-------|--------------|
| 施設名 | 那珂湊第二保育所 | | |
| 所在地 | 平磯町304 | 電話番号 | 029-263-1223 |
| 開設時間 | 7:30~18:45 | 定員 | 60人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 満6か月~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

※那珂湊第二保育所については、令和8年度から那珂湊第一保育所に統合するため、令和7年度は5歳児クラスのみ新規受入を行います。なお、0~4歳児クラスは、新規受入を行いません。

■公立小規模保育所

3歳未満児（3歳になる年度の3月末まで）が対象の保育所です。

| | | | |
|------|------------|-------|--------------|
| 施設名 | 高野いろは保育所 | | |
| 所在地 | 高野216-1 | 電話番号 | 029-212-8832 |
| 開設時間 | 7:30~18:45 | 定員 | 19人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 連携園 | 東石川保育所 |
| 短時間 | 8:30~16:30 | 0歳児月齢 | 満3か月~ |

※3歳児以降の受け入れについては、東石川保育所と連携をとっています。



■私立保育園

開設時間は延長時間も含んでいます。延長保育については別途料金がかかる園もありますので、直接園にご確認ください。また、「産休明け」は生後57日以降を指します。

| | | | |
|------|--------------------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 勝田保育園 （宗教法人 日本基督教団勝田教会） | | |
| 所在地 | 東石川3-5-1 | 電話番号 | 029-274-0181 |
| 開設時間 | 7:15~19:15 | 定員 | 110人 |
| 標準時間 | 7:15~18:15 | 0歳児月齢 | 満8か月~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|--------------------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 前渡ふたば保育園 （社会福祉法人 恵心福祉会） | | |
| 所在地 | 馬渡674-2 | 電話番号 | 029-272-3814 |
| 開設時間 | 7:30~19:00 | 定員 | 75人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|---------------------------|-------|--------------|
| 施設名 | つくし学園 （社会福祉法人 知徳会） | | |
| 所在地 | 馬渡2895-20 | 電話番号 | 029-272-5708 |
| 開設時間 | 7:30~19:00 | 定員 | 135人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 8:00~16:00 | | |

| | | | |
|------|--------------------------------|-------|--------------|
| 施設名 | はなのわ保育園 （社会福祉法人 はなのわ学園） | | |
| 所在地 | 西光地1-6-3 | 電話番号 | 029-273-0493 |
| 開設時間 | 7:15~19:15 | 定員 | 90人 |
| 標準時間 | 7:15~18:15 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|------------------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 勝田すみれ保育園 （社会福祉法人 康和会） | | |
| 所在地 | 枝川2560 | 電話番号 | 029-273-4530 |
| 開設時間 | 7:30~19:00 | 定員 | 100人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 満6か月~ |
| 短時間 | 8:00~16:00 | | |

| | | | |
|------|---------------------------------|-------|--------------|
| 施設名 | たんぼぼ保育園 （社会福祉法人 たんぼぼ福祉会） | | |
| 所在地 | 中根4506-1 | 電話番号 | 029-273-8242 |
| 開設時間 | 7:15~19:15 | 定員 | 100人 |
| 標準時間 | 7:15~18:15 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 8:00~16:00 | | |

| | | | |
|------|------------------------------|-------|--------------|
| 施設名 | たかば保育園 （社会福祉法人 清心福祉会） | | |
| 所在地 | 高場1615 | 電話番号 | 029-297-6200 |
| 開設時間 | 7:00~19:00 | 定員 | 340人 |
| 標準時間 | 7:00~18:00 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 8:00~16:00 | | |

| | | | |
|------|-----------------------|-------|--------------|
| 施設名 | なかや保育園 (社会福祉法人 愛友福祉会) | | |
| 所在地 | 佐和612-3 | 電話番号 | 029-285-4808 |
| 開設時間 | 7:00~19:00 | 定員 | 130人 |
| 標準時間 | 7:00~18:00 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 8:00~16:00 | | |

| | | | |
|------|--------------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 勝田あすなろ保育園 (社会福祉法人 くすのき会) | | |
| 所在地 | 武田901-2 | 電話番号 | 029-274-7767 |
| 開設時間 | 7:00~20:00 | 定員 | 220人 |
| 標準時間 | 7:00~18:00 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 9:00~17:00 | | |

| | | | |
|------|----------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 清心保育園 (社会福祉法人 清心福祉会) | | |
| 所在地 | 高野1782-5 | 電話番号 | 029-202-0300 |
| 開設時間 | 7:00~19:00 | 定員 | 270人 |
| 標準時間 | 7:00~18:00 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 8:00~16:00 | | |

| | | | |
|------|----------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 堀川保育園 (社会福祉法人 敬朋福祉会) | | |
| 所在地 | 八幡町5-14 | 電話番号 | 029-263-5321 |
| 開設時間 | 7:30~19:00 | 定員 | 200人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|----------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 平磯保育園 (社会福祉法人 平磯保育園) | | |
| 所在地 | 平磯町5042 | 電話番号 | 029-229-1105 |
| 開設時間 | 7:00~19:00 | 定員 | 135人 |
| 標準時間 | 7:00~18:00 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|---------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 湊保育園 (社会福祉法人 芳愛福祉会) | | |
| 所在地 | 湊中央1-7-17 | 電話番号 | 029-262-3950 |
| 開設時間 | 7:30~19:00 | 定員 | 60人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 満3か月~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|---------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 柳沢保育園 (社会福祉法人 潮福祉会) | | |
| 所在地 | 柳沢454-3 | 電話番号 | 029-263-5800 |
| 開設時間 | 7:30~19:00 | 定員 | 110人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 産休明け~ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|------------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 野いちご保育園（社会福祉法人 たんぼ福祉会） | | |
| 所在地 | 大成町12-2 | 電話番号 | 029-354-0150 |
| 開設時間 | 7:30~19:00 | 定員 | 80人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 産休明け～ |
| 短時間 | 8:00~16:00 | | |

| | | | |
|------|--------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 金上保育園（社会福祉法人 潮福祉会） | | |
| 所在地 | 金上1235-1 | 電話番号 | 029-219-5130 |
| 開設時間 | 7:00~19:00 | 定員 | 90人 |
| 標準時間 | 7:00~18:00 | 0歳児月齢 | 産休明け～ |
| 短時間 | 9:00~17:00 | | |

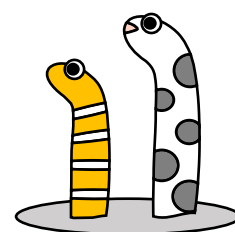
| | | | |
|------|----------------------|-------|--------------|
| 施設名 | 海の子保育園（社会福祉法人 平磯保育園） | | |
| 所在地 | 磯崎町4625-10 | 電話番号 | 029-219-6818 |
| 開設時間 | 7:00~19:00 | 定員 | 90人 |
| 標準時間 | 7:00~18:00 | 0歳児月齢 | 産休明け～ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

| | | | |
|------|-------------------------------|-------|--------------|
| 施設名 | おーくす佐野保育園（社会福祉法人 オークス・ウェルフェア） | | |
| 所在地 | 稲田606-1 | 電話番号 | 029-285-0133 |
| 開設時間 | 7:30~20:00 | 定員 | 120人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 産休明け～ |
| 短時間 | 8:00~16:00 | | |

| | | | |
|------|----------------------|-------|--------------|
| 施設名 | あずみの森保育園（社会福祉法人 悠心会） | | |
| 所在地 | 中根3327-3 | 電話番号 | 029-352-2080 |
| 開設時間 | 7:30~19:30 | 定員 | 120人 |
| 標準時間 | 7:30~18:30 | 0歳児月齢 | 産休明け～ |
| 短時間 | 8:30~16:30 | | |

保育所（園）は、お子様が一日の大半を過ごす場所であり、
 お子様の命を預ける大切な場所です。お申し込みの前に、お
 子様を連れて必ず見学に行きましょう。

▼保育所（園）ホームページのリンク集を掲載しています。
 保育所（園）の詳細につきましては、各園のホームペー
 ジをご覧ください。



保育料以外にかかる費用・一時預かり等の実施事業一覧

令和6年10月現在

各保育所（園）で料金や利用条件，利用方法などが異なります。詳細は各保育所（園）に直接お問い合わせ

| 区分 | 保育所（園）名 | 保護者 会費 | 3歳以上 給食 | 利用者負担 | 送迎 バス | 園児服 | 延長 保育 | 一時 預かり |
|-----------|-----------|------------------------|------------------|-----------------------------|------------|-------|----------|-------------|
| 公立 保育所 | つだ保育所 | 500円 | 4,500円 (主食持参) | 絵本代 | | | ○ | ○ 12か月 |
| | 東石川保育所 | 500円 | 4,500円 (主食持参) | 絵本代 | | | ○ | |
| | 那珂湊第一保育所 | 500円 | 4,500円 (主食持参) | 絵本代 | | | ○ | |
| | 那珂湊第二保育所 | 500円 | 4,500円 (主食持参) | 絵本代 | | | ○ | |
| 小 | 高野いろは保育所 | 500円 | — | 絵本代 | | | ○ | |
| 私立 保育所 | 勝田保育園 | 500円 | 5,000円 (主食持参) | 絵本代，教材費，行事費 卒業記念品費用（5歳児） | | 4歳児から | ○ | |
| | 前渡ふたば保育園 | 500円 | 4,700円 (主食持参) | 絵本代，教材費 積立金（5歳児） | | 4歳児から | ○ | |
| | つくし学園 | 400円 | 4,800円 (主食持参) | 絵本代，教材費 おむつ処理代（0,1歳児） | | 3歳児から | ○ | ○ 1歳児 |
| | はなのわ保育園 | 300円 | 6,000円 | 絵本代 | | | ○ | ○ 1歳児 |
| | 勝田すみれ保育園 | 無し | 6,000円 | 卒業積立（5歳児） 消耗品費（未満児） | | 3歳児から | ○ | |
| | たんぼぼ保育園 | 800円 | 6,000円 | 絵本代 | | | ○ | ○ 12か月 |
| | たかば保育園 | 500円 | 6,600円 | 絵本代，教材費 おむつ定額制，おむつ処理代 | △ コース限定 | | ○ | ○ 1歳児 |
| | なかや保育園 | 600円 | 6,000円 | 絵本代，教材費 おむつ定額制 | | 3歳児から | ○ | ○ 12か月 |
| | 勝田あすなろ保育園 | 600円 | 6,300円 | 絵本代，教材費，積立金 行事費（5歳児） | ○ | 3歳児から | ○ | ○ 12か月 |
| | 清心保育園 | 500円 | 6,600円 | 絵本代，教材費 おむつ定額制，おむつ処理代 | △ コース限定 | | ○ | |
| | 堀川保育園 | 600円 | 4,800円 (主食持参) | 絵本代，教材費 | ○ | 3歳児から | ○ | ○ 12か月 |
| | 平磯保育園 | 500円 | 6,500円 | 絵本代，空調費 システム利用費，おむつ定額制 | ○ | 3歳児から | ○ | ○ 産休明け |
| | 湊保育園 | 500円 | 6,000円 | 絵本代，行事協力費 | | | ○ | |
| | 柳沢保育園 | 0～3歳児500円 4～5歳児600円 | 6,500円 | 月刊絵本代（2歳児以上） 教材費，口座振替手数料 | | 2歳児から | ○ | |
| | 野いちご保育園 | 500円 | 6,000円 | 絵本代，教材費 | | | ○ | |
| | 金上保育園 | 500円 | 6,500円 | 絵本代，おむつ処理代 | | | ○ | ○ 6か月 |
| | 海の子保育園 | 500円 | 6,500円 | システム料（一世帯につき） 絵本代 | ○ | | ○ | ○ 産休明け |
| | おーくす佐野保育園 | 500円 | 7,500円 | 絵本代，おむつ処理代 | | 3歳児から | ○ | ○ 離乳食完了後 |
| | あずみの森保育園 | 500円 | 6,800円 | 絵本代 | | 3歳児から | ○ | |
| | 他 | ふぁみりこ | — | — | — | — | — | — |

してください。

| 緊急保育 | 病後児保育等 | 休日保育 | 子育て支援センター |
|------|----------------|------------|-----------|
| | | | ○ |
| ○ | 病後児保育 | | |
| ○ | | | |
| | | | |
| | 体調不良児 | | |
| | | | |
| | | | |
| | 体調不良児 | | ○ |
| | | | |
| | 体調不良児 | | ○ |
| | 病後児保育 体調不良児 | | ○ |
| | | | ○ |
| | 体調不良児 | | ○ |
| | 病後児保育 体調不良児 | | |
| | 体調不良児 | | ○ |
| | 病後児保育 体調不良児 | ○ | |
| | | | |
| | 体調不良児 | | |
| | 体調不良児 | | ○ |
| | 体調不良児 | | △ |
| | 体調不良児 | ○ | ○ |
| | 病後児保育 体調不良児 | ○ | ○ |
| | 体調不良児 | | |
| | | ○ 一時預かり | ○ |

■ 保護者会費・保護者負担等

年齢に応じた教材費や行事等にかかる経費がありますが、保育所（園）により異なります。

■ 3歳児以上給食

3歳以上児については、給食費がかかります。（3歳未満児は保育料に含む）

「主食持参」の保育所（園）は、おかずに合わせてご家庭から主食をご持参いただき、副食費のみを支払います。それ以外の園は、主食費と副食費を含めた給食費を支払います。

■ 送迎バス

希望する方は、バス代を支払い利用することができます。利用条件等は各保育園により異なります。

■ 園児服

保育園既定の園児服が必要となります。また、記載がない保育所（園）でも体操服や帽子などが必要となります。

■ 延長保育

標準時間（11時間）や短時間（8時間）を超えて保育所（園）利用できます。利用に係る費用は園によって異なります。

■ 一時預かり

保護者の就労や病気、冠婚葬祭、育児疲れ等の理由により一時的に家庭保育が困難になる時に利用できます。

■ 緊急保育

保護者の病気、出産、事故、災害等のやむを得ない理由により緊急的に家庭保育が困難になる時に利用できます。

■ 病後児保育等（看護師が配置されています）

・病後児保育：保護者が就労などの理由で病気回復期の児童の家庭保育が困難な場合、一時的に保育する事業です。他在園児も利用可能です。

・体調不良児保育：保育中に体調不良となった入所児童の緊急対応を行います。また、児童全体の健康管理・衛生管理等も行っています。入所児童以外は利用できません。

■ 休日保育

保護者の就労形態により、日曜日や国民の祝日等においても保育が必要な児童を一時的に保育します。

■ 子育て支援センター

保護者と児童が気軽に集い相互交流を図る場を提供し、育児相談・情報提供・助言等を行います。

○：常設型 △：非常設型

その他の保育サービス等のご案内

下記の施設の利用方法・利用料等については、直接お問い合わせください。

認可保育所に入所できず下記施設等を利用して空き待ちをしている場合でも、入所審査・利用調整において優先度が下がることはありません。

■認可外保育施設

| | | |
|-------------------------------|------------------|----------|
| 市毛フレンド保育園 | 市毛833-1 | 274-3741 |
| ベルワンキッズ保育園 | 東大島1-3-3 | 271-3039 |
| やす託児所 | 東石川3-20-5 | 212-8848 |
| グローバルキッズインターナショナルスクールひたちなか校 | 笹野町2-2-26 東和ビル1階 | 352-2335 |
| よつば niconico 保育園 | 東大島1-1-8 | 352-2782 |
| フロイデキンダーガルテンひたちなか（令和7年4月開設予定） | 足崎1474-490 | |

■企業主導型保育施設

企業主導型保育施設とは、国の補助を受けて、事業所内託児所を運営する企業のことです。その企業で働いている方のお子様のための「従業員枠」と、従業員以外の方のお子様も入所可能な「地域枠」があります。

| | | |
|-------------------------------|-------------------|----------|
| 心羽ナーサリー高場 （社会福祉法人 清心福祉会） | 高場1250-1 | 297-6200 |
| はたらくママ保育園ぴよぴよ （株式会社 アクティブ） | 勝田泉町6-16 | 229-3939 |
| 託児所 こどもの庭 （社会福祉法人 森田記念会） | 高野2451-1 | 212-3021 |
| 心羽ルネサンスキッズ （有限会社 清心学園） | 高場1595-26 | 297-6200 |
| こきあの森保育園 （株式会社 KJ不動産開発） | 新光町38 テクノセンターB棟1階 | 264-2233 |

■ファミリーサポートセンター

保護者が利用会員に登録後、希望内容に協力できる会員がいる場合、有料でサービス（一時的な児童の預かり等）を受けられます。

| | | |
|-------------------------|------------------------------------------|----------------------|
| ひたちなか市 ファミリーサポートセンター | 西大島3-16-1（総合福祉センター内） 南神敷台17-6（那珂湊事務所） | 274-5135 263-7424 |
|-------------------------|------------------------------------------|----------------------|

■病児保育

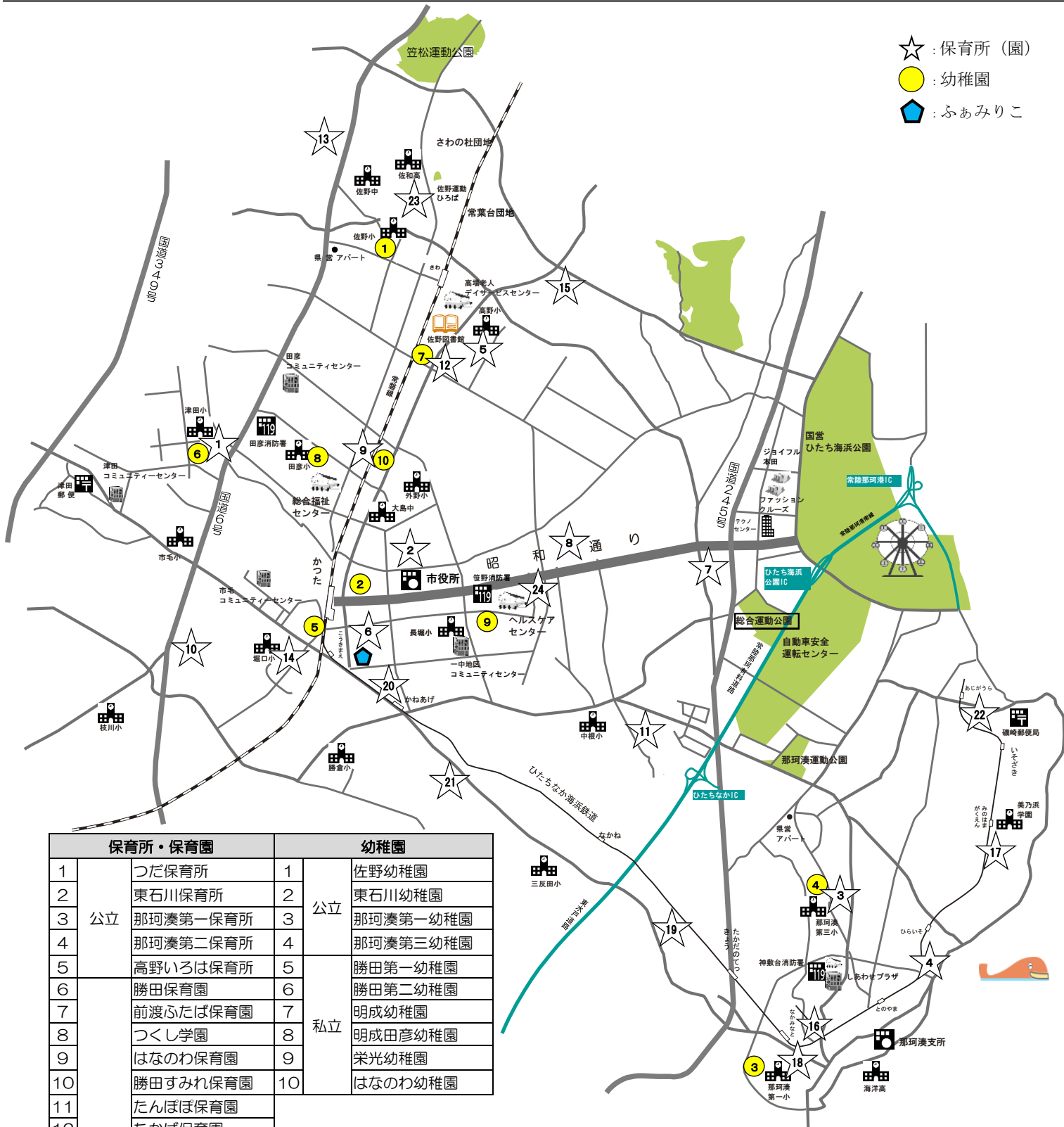
就労等をしている保護者が、お子様の病気により自宅での看病等を必要とする場合、お子様を一時的にお預かりします。

| | | |
|-------------------------------|--------------------------------|--------------|
| 病児保育室まりんルーム | 釈迦町1-34（遊座医院） | 219-5313 |
| しろやぎさんのポシェット （相互利用提携施設） | 那珂市竹之内3-2-3 （那珂キッズクリニック小児科） | 029-212-5630 |
| フロイデキンダーガルテンひたちなか（令和7年4月開設予定） | 足崎1474-490 | |

その他ご不明な点がございましたら、幼児保育課までお問い合わせください。

市内保育所（園）・幼稚園 所在地マップ

- ☆ : 保育所（園）
- : 幼稚園
- ◆ : ふあみりこ



| 保育所・保育園 | | 幼稚園 | |
|---------|-----------|-----|----------|
| 1 | つだ保育所 | 1 | 佐野幼稚園 |
| 2 | 東石川保育所 | 2 | 東石川幼稚園 |
| 3 | 那珂湊第一保育所 | 3 | 那珂湊第一幼稚園 |
| 4 | 那珂湊第二保育所 | 4 | 那珂湊第三幼稚園 |
| 5 | 高野いろは保育所 | 5 | 勝田第一幼稚園 |
| 6 | 勝田保育園 | 6 | 勝田第二幼稚園 |
| 7 | 前渡ふたば保育園 | 7 | 明成幼稚園 |
| 8 | つくし学園 | 8 | 明成田彦幼稚園 |
| 9 | はなのわ保育園 | 9 | 栄光幼稚園 |
| 10 | 勝田すみれ保育園 | 10 | はなのわ幼稚園 |
| 11 | たんぼぼ保育園 | | |
| 12 | たかば保育園 | | |
| 13 | なかや保育園 | | |
| 14 | 勝田あすなろ保育園 | | |
| 15 | 清心保育園 | | |
| 16 | 堀川保育園 | | |
| 17 | 平磯保育園 | | |
| 18 | 湊保育園 | | |
| 19 | 柳沢保育園 | | |
| 20 | 野いちご保育園 | | |
| 21 | 金上保育園 | | |
| 22 | 海の子保育園 | | |
| 23 | おーくす佐野保育園 | | |
| 24 | あすみの森保育園 | | |